共同経営契約書

○○（以下「甲」という。）と✕✕（以下「乙」という。）は、以下の共同経営契約（以下「本契約」という。）の締結に合意する。

第1条　事業の目的と内容

甲及び乙は、共同で次の事業（以下「共同経営事業」という。）を営むものとする。

（1）●●●●

（2）●●●●

（3）●●●●

（4）前各号に付随する事業

第2条　事業所の所在地

共同経営事業を行う事業所は●●●（住所）とする。

第３条 　出資

甲及び又は、乙の出資金額並びに出資率は以下のとおりとする。甲及び乙は出資金を本契約締結日から●●日以内に履行するものとする。

甲～円

乙～円

第4条 　契約の有効期間

本契約の有効期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。ただし、有効期間終了の1か月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、本契約と同一の条件で1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

第5条　業務の執行

共同経営事業にかかる業務については、甲及び乙の協議により決定し、執行するものとする。ただし、次に掲げる事項については、甲を執行者としたうえで、以下の事項は甲及び乙の協議を必要とする。

（1）事業の廃止

（2）営業所の開設及び廃止

（3）1か月につき、●●円を超える金額の借入れ

（4）損益の分配

（5）その他事業に関して重大な影響を与える事項

第6条　利益・損失配分

共同事業による利益及び損失は次のとおり配分する。

1. 利益配分の基礎となる営業の損益は、出資配分とする。
2. 損益配分は、毎月末日締め分をその翌月の●●日までにこれを行う。

第7条　 契約解除

甲又は乙は、相手方に以下の記載に該当する事由が生じた場合は、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）本契約に違反したとき。

（2）手形・小切手の不渡り処分を受けたとき。

（3）支払停止、破産等債務整理に関する法的手続の申立てがあったとき。

（4）公租公課の滞納処分を受けたとき。

（5）その他本契約を継続し難い相当の事由が生じたとき。

第8条　精算

本契約が終了した場合は、次のとおり清算する。

1本契約終了時において、共同経営事業を廃止する場合は、資産及び負債は出資割合とする。

2当事者の一方が共同経営事業を存続させる場合においては、他の一方に対し、出資金を払い戻すものとする。ただし、払い戻し対象の出資金額は、当時の共同経営事業による資産、負債、及び損益の状況に従って、甲乙の協議により算出するものとする。

第9条　 反社会勢力の排除

甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員ではないことを確約する。

第10条　合意管轄

本契約に関する一切の紛争は、甲の住所地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書を電磁的に作成し、双方にて署名若しくは記名捺印又はこれに代わる電磁的処理を施し、双方保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印